

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 30 年度第 4 四半期）
デリバティブ関係（為替系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	30年度(あ)第106号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申立内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害賠償を求める。 ・ 当社は、商材を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、その後、国内商材を増加させる方針であったことから、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。当社は、この方針についてB銀行に説明していた。 ・ 本件契約は、退職した当社経理部長の主導で締結したものであるため、契約締結に至る経緯は不明である。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握したうえで、本件契約を勧誘するに至った。 ・ 当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。 ・ 当行は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 31 年1月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件契約締結に至る経緯について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	30年度(あ)第107号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

<p>申立人(A社) の申立内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害賠償を求める。 ・ 当社は、商材を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、その後、国内商材を増加させる方針であったことから、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。当社は、この方針についてB銀行に説明していた。 ・ 本件契約は、退職した当社経理部長が主導で締結したものであるため、契約締結に至る経緯は不明である。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握したうえで、本件契約を勧誘するに至った。 ・ 当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。 ・ 当行は、A社に対し、本件契約の内容、円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 31 年1月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争の主な争点である本件契約締結に至る経緯について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。